

筑波大学第三学群国際総合学類

卒業論文

要旨

レジ袋有料化政策における

万引きへの影響

2010年3月

名前：岩崎奈津子

学籍番号：2005・・・・

指導教員：高崎善人

1. 問題意識、問題設定

本研究は、レジ袋有料化政策の導入が万引きにどのような影響を与えているのかを検証することを目的とする。具体的には、レジ袋有料化政策が万引きを促進させているという報道が正しいかどうかに着目する。

昨今、環境への配慮として全国的にスーパーマーケット等の小売業者が積極的にレジ袋の有料化を推進している。2009年1月には、環境省より全国の248自治体がレジ袋削減のため、スーパーマーケット等の事業会社と協定を締結するなどしてレジ袋の有料化を導入していると発表された(2008年11月1日現在)¹。また、茨城県においても2008年から協定を結ぶ自治体が増加し始め、さらに2009年7月1日からは県が各種事業会社と協定を締結したことで、県内各地のスーパーマーケットにおいてもレジ袋有料化の動きが広まってきている。ところがその一方で、レジ袋有料化政策により万引きの被害が増大しているという報告も上がっている。日本スーパーマーケット協会などが加盟するNPO法人「全国万引犯罪防止機構」によると、2008年末ごろからマイバッグ万引きに関する小売店側の相談が増えているという²。カゴあるいはカートに入れた商品をレジ精算せずに店外に持ち出す「カゴ抜け」という手口が、マイバッグ持参運動の広まりによって堂々といわれると同時に手が打てないという声が小売業者から挙がっている³。

(中略)

環境への配慮が各企業体において必要不可欠となりつつある現代において、レジ袋有料化政策が万引きという新たな負の側面を助長させている可能性があるということは、非常に残念でありかつ今後意識して取り組まれるべき重要な問題であると私は考える。そこで、本研究では茨城県内の全自治体を事例にとり、レジ袋有料化政策の導入が本当に万引きを促進しているのかを検証する。

なお、現在までに万引きやその他の犯罪に関する研究⁴やレジ袋有料化政策に関する研究⁵

¹ 環境省 報道発表資料「レジ袋削減に係る全国の地方自治体での取組状況について」都道府県および市町村における、2008年11月1日現在のレジ袋削減意かかかる取組み状況および今後の取組み予定等(2010年3月末まで)について、環境省が各都道府県及び市町村に照会したもの。

² 毎日新聞(夕刊)「万引き隠す不心得エコ」(2009年7月15日)

³ 特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構「第3回全国小売業万引被害実態調査報告書」(2008年6月) p54

⁴ 万引きやその他の犯罪に関する研究としては、浅井聡子、豊増智美、宮内麻央、馬場仁美「少年犯罪の経済分析～要因と対策を探る～」(2003年)や川畑光平、北尾友佑、園井健介「街の安心を取り戻せ1～都道府県別犯罪供給行動の要因分析～」(2006年)等が挙げられる。

⁵ 宮畑加奈子「A study of environmental policy in Taiwan: a case study on the policy of

は行われてきているが、前者は犯罪の要因やその対策を論じたもの、後者ならば環境への影響を論じたものが中心となっている。本研究のテーマであるレジ袋有料化政策が万引きへ与える影響については、その両者の関係性について論じた研究は現在までなされていないため、その観点からも本研究の意義は大きいと考える。

2.現状把握

2.1 万引きの現状

現在万引きは全国的に増加に転じている。警察庁が2009年5月にまとめた「平成20年の犯罪情勢」によると、2009年1月から5月の窃盗事件は平成20年の同時期より4.3%減少しているのに対し、万引き被害は6万2827件と同期比6.1%も増加したと警察庁はまとめている。万引き被害は2004年の約15万8000件をピークに一時減少傾向にあった。しかし、2008年から再び増加に転じ、同年の被害の届け出は前年比2.5%増の14万5249件となった⁶。

(中略)

このように万引きが増加傾向にある要因のひとつには長引く不況が挙げられる。首都圏で小売店の警備を請け負う「日警保安埼玉事業部」によると、明らかに万引きになれていない人が商品を盗もうとして簡単に捕まる例が増えたという。つまり、これまで万引きなどしたことがない人たちが、生活苦のために手を出してしまうケースが増えたのである⁷。

年代別では19歳以下の青少年が万引き犯に占める割合は依然として高いものの、近年では65歳以上の高齢者の犯行も増えてきている。従来万引きは、仲間とのつながりを動機とした青少年の犯罪とされてきた。全国万引犯罪防止機構が2009年6月に行った「万引に関する全国青少年意識調査・分析報告書」では、万引きを「絶対にやってはいけないこと」と認識する小学生が97%を占める一方で、その比率は中学生や高校生になるにつれて低くなり、年齢が上がることによる犯罪意識への低下を示唆している。そして、青少年本人を万引き少年化させないことが重要であることを踏まえたうえで、青少年を取り巻く普段からの友人関係に働きかけ、万引き防止を促すことが必要であることも述べられている。依

restricting use of plastic shopping bags」や舟木賢徳「「レジ袋」の環境経済政策：ヨーロッパや韓国、日本のレジ袋削減の試み」(2006年7月)等が挙げられる。

⁶ 朝日新聞(夕刊)「万引き防止に本腰 警視庁が研究組織」(2009年7月4日)にその統計のまとめ及び分析が掲載されている。具体的な数値は警察庁「平成20年の犯罪情勢」(2009年5月)p104を参考。

⁷ 朝日新聞「万引き、生活苦で初犯増す」(2009年7月8日)

然として、万引きは青少年にとって「初発型非行」の一種として定義づけられていることからわかるように、多くの場合多様な犯罪への入り口となるといわれており、青少年育成の観点からも万引という視点はきわめて重要である⁸。しかしその一方で、近年では青少年による万引き被害は減少傾向にあり、逆に高齢者による万引きが急増しているのという事実も認められている。警察庁がまとめた2008年の全国の万引きの年齢別検挙者数によると、検挙された全 101,504 人中 19 歳以下は 26,303 人で全体の 25.9%、対して 65 歳以上は 27,015 人と全体の 26.6%を占める⁹。すでに検挙者の中でもっとも多い年齢層は 65 歳以上となっており、万引きはもはや青少年だけの犯罪とは言えなくなっているのが現状である。

(中略)

高齢者の万引きの主な原因は孤独感にあるという。核家族化が進むことで一人暮らしの高齢者が多くなったり、また一緒に住んでいても家族間での会話が少なかったりと、現代社会で孤独感を抱えている高齢者は多い。筑波大学の土井教授は、高齢者だけの世帯が増えて孤立感が進んでいる中、地域社会の行事などへの参加を促し、役割を果たしてもらうことも犯罪抑止に効果があると述べている¹⁰。

2.2 レジ袋有料化政策の現状

スーパーマーケット等の小売企業では、顧客が購入した商品を持ち帰るために薄いビニール袋を無料で提供してきた。これがレジ袋で、軽くて丈夫なことから急速に普及し、現在その年間使用枚数は約 300 億枚(1 人 1 日約 1 枚)にも上る¹¹。昨今では、このレジ袋を削減することで省エネルギー化、低二酸化炭素化を実現し、環境へ配慮していこうという動きが盛んになってきている。なぜならば、レジ袋の原料は原油であり、国内の使用枚数は原油換算で年間約 56 万リットル(大型タンカー2 艘分)にも相当するからである。また、レジ袋は最終的にはほとんどがゴミとして廃棄されており、容器包装全体の量では、容積で家庭ゴミの 6 割を超えることもレジ袋削減への動きを強めたといえる。このような背景のもと、2007 年 4 月には改正容器包装リサイクル法¹²が施行され、レジ袋が対象容器包装となり、一層の廃棄物の減量と資源の有効活用が掲げられた。地方公共団体の責務としては、

⁸特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構「万引に関する全国青少年意識調査・分析報告書」(2009年6月) p1

⁹朝日新聞(夕刊)「万引き防止に本腰 警視庁が研究組織」(2009年7月4日)

¹⁰読売新聞「高齢者万引き最多 1145 人」(2009年6月14日)

¹¹環境庁「レジ袋削減キャンペーン案内」

¹²1995年の容器包装リサイクル法 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

都道府県は市町村に対して条文に記載されている責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めることと、国の施策に準じて、容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別基準適合物の再商品化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努めることが挙げられた¹³。

また、環境省ではレジ袋削減に係る全国の地方自治体での取組状況及び今後の取組動向等について、都道府県及び全国の市町村に対して情報提供を依頼し、47 都道府県及び 1,754 の市町村から回答を得た¹⁴。この結果、2008 年 11 月 1 日現在、都道府県の約 8 割、また市町村では約 4 割が何らかの方法でレジ袋削減の取組を実施しており、今後こうした取組みはさらに広がっていくことが見込まれることが分かった¹⁵。

(中略)

3. データセットと変数

3.1 データセット

使用するデータは主に二種類である。ひとつは茨城県内の警察所管轄ごとの万引き発生件数である。警察が把握している犯罪件数には検挙件数と認知件数の 2 種類があるが、今回は万引き発生件数としてその認知件数を利用することとする。認知件数とは、被害にあった業者から警察に通報されている被害件数であり、犯人の特定や検挙に係らず被害発生件数そのものを指している。茨城県内では業者が万引き被害にあった場合、高い確率で警察に通報するとつくば中央署の担当者が述べていることから、万引き認知件数は把握しえる限りの万引き発生件数であるといえる。また、茨城県内で発生する万引きはスーパーマーケット等の小売店でのものが大多数を占めるということからも、レジ袋有料化政策の影響を測る指標として合理性があると考えられる。

3.2 推計モデル・使用する変数

本研究では最小二乗法による重回帰分析(OLS)と、固定効果モデルによる分析の 2 種類を行う。固定効果モデルによる分析は、同一個体の中の説明変数である自治体協定ダミーの

¹³ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 第 6 条

¹⁴ 都道府県については 47 都道府県から回答があったため、回答率は 100%。市町村については 1,754 市町村から回答があったため、回答率は 97.2%。尚、2009 年 1 月 30 日現在全国の市町村(1,781)及び特別区(23)の合計は 1,804 団体である。また、政令指定都市及び特別区の回答はいずれも 100%であった。

¹⁵ 具体的数値は、環境庁「レジ袋削減に係る全国の地方自治体での取り組み状況について」の調査結果の詳細を参考。

変化に対して、被説明変数である万引き発生率がどのような変化をするかを調べるパネルデータを用いた推計方法である。具体的には、各個体にある観察不能な異質性を、階差をとることによって誤差項から消すことで、それらを同一個体の中では通時的には変化しないという仮定の下直接制御している。つまり、観察不能な属性あるいはショックを制御することができる推計方法であるといえるため、パネルデータを用いる本研究においては有効であると考えられる。

分析モデル

$$Y = \beta_0 + \beta_1 x_1 + \beta_2 x_2 + \beta_3 x_3 + \beta_4 x_4 + \beta_5 x_5 + \beta_6 x_6 + \beta_7 x_7 + \epsilon$$

Y : 万引き発生率(%)×1000

x_1 : GDP/ppl(景気)

x_2 : 13～19 歳人口割合(%) (万引き犯傾向①)

x_3 : 65 歳以上人口割合(%) (万引き犯傾向②)

x_4 : 万引き以外窃盗発生割合(%) (治安)

x_5 : 自治体政策ダミー

被説明変数には管轄ごとの万引き認知件数を管轄内人口で割った万引き発生率を置いた。一管轄所が複数の市町村を管理している場合は、管轄内市町村の万引き認発生総数及び人口総数を用いた。また茨城県内において月別の万引き発生率は低く、その平均は 0.009825% となっている。そのため、結果を見やすくするために 1000 倍したものを被説明変数として使用する。説明変数は 5 つで、以下にそれぞれの選択理由と予想される係数の符号を述べる。

まず、第一の変数は国民ひとりあたりの国内総生産(GDP)である。これは景気の変動をコントロール指標として用いた。想定される符号は+及び-の両者である。好景気時に人々が刺激を求めて万引きが増加するケースと、2.1 で述べたように不景気による生活苦やストレスからの開放のために万引きが増加するケースが考えられる。尚、本データは内閣府ホームページの四半期別GDP速報(93SNA、平成12年基準)を参考にした。

第二の変数は13～19歳人口割合である。管轄内総人口のうち、13歳から19歳の総人口が占める割合を指す。これは2.1で前述したとおり、万引き犯の約4分の1が19歳以下の

青少年であることから用いた。さらに 13 歳以上という制限を設けたのは、一般的に青少年が万引きを始めるのは中学校入学後の 13 歳であるとされるからである¹⁶。想定されうる符号は+および-である。前述の理由から 13 歳から 19 歳の人口が多いほど万引きは増加すると考えられる一方で、13 歳から 19 歳は就学しており、学校に拘束されている時間が長いことから万引きを犯す時間に制約があると考えられることもできる¹⁷。本データはいばらき統計情報ネットワークのホームページの、市町村別データの人口を参考にした。

第三の変数は、65 歳以上の人口割合である。想定されうる符号は+である。これは 2.1 で万引き検挙者数に占める高齢者の割合が他の年代に比べてもっとも大きいことから想定される。本データも、いばらき統計情報ネットワークのホームページの市町村別データの人口を参考にした。

第四の変数は、万引き以外窃盗発生割合である。これは管轄内の治安の差異をコントロールするために用いた。管轄内の全窃盗発生件数から万引き発生件数を差し引き、それを管轄内人口で割ったもので、対象となった窃盗は非侵入盗に分類される、部品狙い、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上狙い、自販機ねらい、置き引き、その他である。想定される符号は+である。万引きのような他の非進入盗が多いほど、その管轄内は全体的に窃盗の多い治安のよくない地域であると言える。本データは、万引き発生件数と同様、茨城県警より提供していただいた。

第五の変数は、自治体政策ダミーである。これは管轄内の自治体のうち少なくともひとつの自治体がレジ袋有料化政策を導入した月日から 1 を置くこととした。これは、本研究では万引き認知件数を自治体ごとではなく管轄別に入手しているため、一管轄が複数の自治体の犯罪を取り扱っているケースが存在するためである。想定される符号は+で、レジ袋を有料化すると万引きが増えるということが予想される。尚、本データの入手方法は 3.1 での前述どおりである。

4.実証分析 I)茨城県内全域での傾向分析・・・(省略)

5. 実証分析 II) サブサンプルによる分析・・・(省略)

¹⁶ 「15-24 歳の年齢階層に含まれる犯罪供給率は、一般にその他の年齢階層に含まれる人々の犯罪供給率よりも高いと考えられているし、また多くの犯罪について経験的な事実にも符合する。([「犯罪の経済学」秋葉弘哉 p 282]) こと、特定非営利活動法人万引犯罪防止機構「万引きに関する全国青少年意識調査・分析報告書」によると 13 歳の中学入学時から万引きへの意識が低下していくことから定めた。

¹⁷ 「犯罪の経済学」秋葉弘哉 p283

6.考察

実証分析Ⅰ,Ⅱの結果より、茨城県内においてレジ袋の有料化政策は万引きを促進させると言える。ただし、その地域は以下の条件を伴う。ひとつはレジ袋を無料配布している、あるいは過去に無料配布していた主な小売業であるスーパーマーケットが対象地域内に十分あることだ。当然ではあるが、レジ袋有料化政策導入の影響が見られるのはその対象となる小売業の万引き件数であるためである。茨城県内では、個人商店や路地販売などのレジ袋をもともと使用しない形態、あるいは顧客が商品をレジまで持っていくセルフ販売ではない形態をとっている店しかほとんど存在しないという地域も多く残っているのである。ふたつは、財政力が中程度であることである。財政力が大きい地域では、警察サービスの質が高く、仮にレジ袋有料化政策の導入が万引きを助長させていたとしても、それらを防いでいる可能性がある。つまり、政策導入の影響が警察サービスの許容範囲内に収まる可能性が高い。また、財政力が小さい地域では、警察サービスの質は低いと同時に商業活動も盛んではない場合が高い。もともと万引き発生率が低い地域であるといえるため、レジ袋有料化政策が万引きの主因ではなく促進要因である以上、その影響は見られないのである。一方で、財政力が中程度の地域では、警察サービスの質がある程度活発な商業活動が引き起こす犯罪を処理仕切れていないといえる。そのため、レジ袋有料化政策導入が万引きに与える影響が見られたと考えられる。

また、各推計結果の係数からレジ袋有料化政策導入により、政策の影響を観察するのに十分なスーパーマーケットがある自治体を含む管轄地域においては約 17.2%もの万引き発生率の上昇が観察された。また、財政力が中程度で警察サービスの質が商業活動の大きさをカバーしきれていない管轄地域でもその影響が見られ、当該地域ではレジ袋が有料化されることにより約 24.5%も万引き発生率が上昇することがわかった。さらに、それらと他の地域が相殺された結果、茨城県内全域の傾向としてはレジ袋有料化政策によって万引き発生率は約 8.7%上昇しているということが観察された。

尚、これらの現象は本研究の対象の茨城県内のみならず、全国的にも観察されるものであるか考える。なぜならば、茨城県が全国と比べて特殊な自治体ではないからである。3.1データセットで述べたように、年別での万引き発生率の推移を全国平均と比べてみると、茨城県の万引き発生率は全国平均よりやや高めではあるがほぼ同等であることが確認できる。また、前述の条件である、レジ袋有料化政策の影響が十分に分析可能なだけのスーパーマーケットが地域内に十分にある、あるいは財政力が中程度であり警察サービスの質が

商業活動の大きさに対して低い地域というのは、茨城県特有のものではなく全国各地の多く自治体で共通し得るからである。以上より、レジ袋有料化政策導入により万引きが促進されるという本研究の結果は、全国でも同じ傾向にあると十分にいえる。更に、2.2 レジ袋有料化政策で述べたように、茨城県よりも更に盛んにレジ袋の有料化が行われている自治体があることを考慮すると、レジ袋有料化政策による万引き促進のため万引き発生件数が増加するという現象は、全国的には更に顕著に見られると考えられる。

7.まとめ

本研究では茨城県内における警察の管轄地域ごとの万引き発生率のパネルデータを用いて、レジ袋有料化政策の導入が万引きに及ぼす影響を分析した。その結果、レジ袋有料化政策の影響が十分に分析可能なだけのスーパーマーケットがある管轄地域、もしくは警察サービスの質が商業活動の大きさに対して低く、政策導入による万引きの増加がまかなえない管轄地域において、レジ袋有料化政策が万引きを促進させるということが観察された。またそれらの万引き発生率の増加は、レジ袋有料化政策の影響が十分に分析可能なだけのスーパーマーケットがある管轄地域で約 17.2%、警察サービスの質が商業活動の大きさに対して低い管轄地域では約 24.5%にも及ぶことがわかった。今回は茨城県内のみ対象として行ったが、茨城県の万引き発生率が全国平均とある程度類似していること、あるいは前述のふたつのタイプの地域は茨城県特有のものではなく全国各地で多く共通することから、本研究結果は全国的に適用できると考える。さらに茨城県よりも盛んにレジ袋の有料化政策が導入され、実施されている自治体があることを考慮すると、レジ袋有料化政策が万引きを促進させ、万引き発生件数増加に大きく関与するという傾向はより顕著に観察される可能性が高いと考える。

また、本研究においては万引き発生件数を管轄地域ごとに入手したが、今後より精度を上げてレジ袋有料化政策の影響を分析する場合にはスーパーマーケット等の小売業者からの万引き件数を把握することが望ましい。そうした場合実証検証Ⅱのスーパーマーケットの件数によるサブサンプル化は必要なくなるであろう。加えて、今回サブサンプル化の基準として用いたスーパーマーケット数や財政力指数が、月ごとに研究を行う時点までをデータとして入手できるのならば、それらを変数として加えることでサブサンプル化を行った分析を取る必要性もなくなることが期待される。

昨今、環境問題への配慮は地球上に存在するどの個人及び組織にも求められるものであ

る。ゆえに、レジ袋の有料化はごみ削減や二酸化炭素排出量削減のためには合理的な政策であると考えられる。しかしその一方で、新たな政策が他の負の効果をもたらす可能性があることは危惧すべきことである。今回の研究では、レジ袋有料化政策は万引きを促進するという結果を得た。もちろんレジ袋有料化政策そのものが万引きを増加させたわけではなく、万引きには解決すべき主因があることも確かである。青少年へ万引きに対する犯罪意識を身につけさせる取り組みや高齢者が孤独感を感じないようにする取り組みを、家庭や学校及び地域社会で行っていく必要がある。また、長引く不況を乗り越えていくこともそのひとつといえるかもしれない。しかし、レジ袋有料化政策が万引きの促進要因となっていることもまた確かである。そうならば、われわれは今後レジ袋有料化政策を進める上で、また他の環境問題に対する政策を進める上で、環境への配慮とする試みが社会に別の悪影響を与える可能性があることを念頭において置かなければならないであろう。

参考文献

産経新聞「国推奨マイバッグ万引き悪用」(2009年8月8日)

静岡新聞「目立つマイバック悪用」(2009年7月19日)

朝日新聞(夕刊)「万引き防止に本腰 警視庁が研究組織」(2009年7月4日)

朝日新聞「万引き、生活苦で初犯増す」(2009年7月8日)

読売新聞「高齢者万引き最多 1145人」(2009年6月14日)

毎日新聞(夕刊)「万引き隠す不心得エコ」(2009年7月15日)

警察庁「平成20年の犯罪情勢」(2009年5月)

特定非営利活動法人万引犯罪防止機構「第3回全国小売業万引被害実態調査報告書」(2008年6月)

特定非営利活動法人万引犯罪防止機構「第4回全国小売業万引被害実態調査報告書」(2009年8月)

特定非営利活動法人万引犯罪防止機構「万引に関する全国青少年意識調査・分析報告書」(2009年6月)

秋葉弘哉「犯罪の経済学」多賀出版(1995年6月)

舟木賢徳「「レジ袋」の環境経済政策: ヨーロッパや韓国、日本のレジ袋削減の試み」リサーチ文化社 (2006年7月)

筑波大学社会学研究室「社会学ジャーナル第34号」(2009年3月)

筒井淳也,秋吉美都,水落正明,福田亘孝,坂本和靖,平井裕久「Stata で計量経済学入門」ミネルヴァ書房 (2007年3月)

北村行伸「パネルデータ分析」岩波書店(2005年)

いばらき統計情報ネットワーク

<http://www.pref.ibaraki.jp/tokei/betu/jinko/nenrei/index.htm> (2010年1月4日)

環境省 <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10937> (2010年1月4日)

警視庁 <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/> (2010年1月4日)

総務省 http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/bunsekihyo_kaisetu.html (2010年1月4日)

統計局 <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000000090001> (2010年1月4日)

内閣府 <http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/toukei.html> (2010年1月4日)

日本全国スーパーマーケット情報 <http://super.ffa15.com/08230.html> (2010年1月4日)

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H07/H07HO112.html> (2010年1月4日)

かすみがうら市ホームページ <http://www.city.kasumigaura.ibaraki.jp/> (2009年10月26日)

つくばみらい市ホームページ <http://www.city.tsukubamirai.lg.jp/> (2009年10月26日)

つくば市ホームページ <http://www.city.tsukuba.ibaraki.jp/> (2009年10月26日)

ひたちなか市ホームページ <http://www.city.hitachinaka.ibaraki.jp/> (2009年10月26日)

阿見町ホームページ <http://www.town.ami.ibaraki.jp/> (2009年10月26日)

稲敷市ホームページ <http://www.city.inashiki.lg.jp/index.php> (2009年10月26日)

茨城町ホームページ <http://business2.plala.or.jp/ibarakit/> (2009年10月26日)

下妻市ホームページ <http://www.city.shimotsuma.lg.jp/> (2009年10月26日)

河内町ホームページ <http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/> (2009年10月26日)

笠間市ホームページ <http://www.city.kasama.lg.jp/> (2009年10月26日)

牛久市ホームページ <http://www.city.ushiku.ibaraki.jp/> (2009年10月26日)

境町ホームページ <http://www.town.sakai.ibaraki.jp/> (2009年10月26日)

結城市ホームページ <http://www.city.yuki.lg.jp/> (2009年10月26日)

古河市ホームページ <http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/> (2009年10月26日)

五霞町ホームページ <http://www.town.goka.lg.jp/> (2009年10月26日)

行方市ホームページ <http://www.city.namegata.ibaraki.jp/> (2009年10月26日)

高萩市ホームページ <http://www.city.takahagi.ibaraki.jp/top.php> (2009年10月26日)

坂東市ホームページ <http://www.city.bando.lg.jp/> (2009年10月26日)

桜川市ホームページ <http://www.city.sakuragawa.lg.jp/> (2009年10月26日)

鹿嶋市ホームページ <http://city.kashima.ibaraki.jp/index.html> (2009年10月26日)

取手市ホームページ <http://www.city.toride.ibaraki.jp/> (2009年10月26日)

守谷市ホームページ <http://www.city.moriya.ibaraki.jp/> (2009年10月26日)

小美玉市ホームページ <http://www.city.omitama.lg.jp/> (2009年10月26日)

城里町ホームページ <http://www.town.shirosato.ibaraki.jp/> (2009年10月26日)

常総市ホームページ <http://www.city.joso.lg.jp/index.php> (2009年10月26日)

常陸太田市ホームページ <http://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/> (2009年10月26日)

常陸大宮市ホームページ <http://www.city.hitachiomiya.lg.jp/> (2009年10月26日)

神栖市ホームページ <http://www.city.kamisu.ibaraki.jp/index.htm> (2009年10月26日)

水戸市ホームページ <http://www.city.mito.lg.jp/>(2009年10月26日)

石岡市ホームページ <http://www.city.ishioka.lg.jp/> (2009年10月26日)

大子町ホームページ <http://www.town.daigo.ibaraki.jp/> (2009年10月26日)

大洗町ホームページ <http://business2.plala.or.jp/ibarakit/> (2009年10月26日)

筑西市ホームページ <http://www.city.chikusei.lg.jp/> (2009年10月26日)

潮来市ホームページ <http://www.city.itako.lg.jp/index.html> (2009年10月26日)

土浦市ホームページ <http://www.city.tsuchiura.lg.jp/index.php> (2009年10月26日)

東海村ホームページ <http://www.vill.tokai.ibaraki.jp/> (2009年10月26日)

那珂市ホームページ <http://www.city.naka.lg.jp/> (2009年10月26日)
日立市ホームページ <http://www.city.hitachi.ibaraki.jp/> (2009年10月26日)
八千代町ホームページ <http://www.town.ibaraki-yachiyo.lg.jp/> (2009年10月26日)
美浦村ホームページ <http://www.vill.miho.lg.jp/> (2009年10月26日)
鉾田市ホームページ <http://www.city.hokota.lg.jp/> (2009年10月26日)
北茨城市ホームページ <http://www.city-kitaibaraki.jp/> (2009年10月26日)
利根町ホームページ <http://www.town.tone.ibaraki.jp/> (2009年10月26日)
龍ヶ崎市ホームページ <http://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/> (2009年10月26日)

英文要約

“The effects of charging plastic bags on shoplifts”

This paper proposes a new insight of charging for plastic shopping bags. Recently, charging for shopping bags has been introduced rapidly to reduce garbage and protect the environment. At the same time, however, there are some reports from supermarkets that tell the number of shoplifts has been increasing owing to introducing of the policy to charge for plastic bags. The objective of paper is analyzing whether those reports tell truths; policy to charge for plastic bags accelerates shoplifts.

In this paper, I addressed the case in Ibaraki prefecture using OLS and fixed effects model. The result shows that the policy to charge for plastic bags accelerates shoplifts especially in the area that has some supermarkets enough to observe the impact of the policy and that has the medium degree of financial capability index which means the quality of police service is not enough to handle that of commercial activity. The increase of shoplift ratio is about 17.2% in the former area, about 24.5% in the latter area, and about 8.7% overall in Ibaraki prefecture.

Even though this paper is based on the data of Ibaraki prefecture, the results which is charging for plastic bags accelerates shoplifts can be applied to all over in Japan. In order to reduce garbage and protect the environment, introducing the policy of charging plastic bags is very effective; however, it has also the negative aspects to the society. Thus, it is important for us to carry out any policies for the environment, considering such negative effects as well.

謝辞

本研究を進めるにあたり、様々な方にお世話になりました。卒業論文指導教員の中嶋亮先生にはテーマ決定から論文執筆まで非常に熱心なご指導をいただきました。ご指導いただく中では、論文そのものに対するご指導はもちろんのこと、来年度より社会人としてどう在るべきかをも示唆してくださっていました。本研究を通して先生から学んだことは非常に多く、今後自分が立ち返るべきものとなりました。いつもあたたかくご指導いただき、心からの感謝の念を表します。

また、万引き犯罪の現状を知る上で多くの知識や示唆を頂きました筑波大学の土井隆義教授、万引き犯罪対策に関する貴重なご意見及び多くの資料を頂きました全国万引犯罪防止機構事務局長の福井昂様、本研究における主要なデータをご提供いただいたつくば中央警察署の皆様には、ご多忙の中本研究に関するアドバイスを多く頂き、大変感謝しております。その他、電話インタビューを快く引き受けてくださった茨城県内の市町村役場の方々、多くのアドバイスや励ましを頂いた中嶋ゼミの皆様のおかげで本研究を進めることができました。

最後に国際総合学類同期である 23 期のみんなへの感謝を表したいと思います。同じ経済学専攻の友人からたくさんのアドバイスをもらったことはもちろん、様々な専攻の友人と話し合うことで多様な観点から本研究について考えることができました。卒業論文は在学 5 年間終了を意味しますが、それぞれが違い、それぞれが光る、そんな同期と過ごせた時間は本当にかげがえのないものであり、一生忘れることがないと思います。

ご協力いただいた皆様、本当にありがとうございました。

以上